



（号外）  
内閣府  
発行（原稿作成 国立印刷局）

目 次

〔法 律〕

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（二〇）

〔省 令〕

○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三九）

〔法規的告示〕

○家畜伝染病予防法第六十条第一項第七号及び第九号から第十一号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件の一部を改正する件（農林水産七〇九）

〔官庁報告〕

官庁事項

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）

本号で公布された  
法令のあらまし

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法律第二十号）（農林水産省）

- 1 ランピースキン病の追加  
家畜伝染病に、牛のランピースキン病を追加し、その患畜及び疑似患畜を殺処分の対象とし、その死体を焼却等の義務の対象とする。（第二条第一項、第十七条第一項、第二十一条第一項関係）
- 2 豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更  
豚熱に係ると殺義務の対象を、全ての疑似患畜から、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限るとともに、緊急の必要があるとき等には、家畜防疫員が殺することができることとする。（第十六条第一項、第十七条関係）
- 3 輸入禁止品への対応の強化
  - (1) 第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された輸入禁止品の販売等を禁止する。（第四十四条の二関係）
  - (2) 家畜防疫官に、店舗等への立入検査を行い、及び検査に必要な限度で監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取る権限を付与し、当該物の集取をされた者は、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物の販売等をしてはならないこととする。（第五十一条第二項から第四項まで関係）
  - (3) 家畜防疫官は、(2)の立入検査の結果、検査をした物が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、廃棄できることとする。（第五十一条第五項関係）
  - (4) 農林水産大臣は、(3)の廃棄があった際には、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受

けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができることとする。（第五十一条第六項関係）

- 4 国が負担する費用の対象の追加  
第五条第一項又は第三項の検査であって農林水産大臣が指定するものに要した費用の二分の一を国が負担することとする。（第六十条第一項関係）
- 5 監視伝染病以外の疾病に対して準用することができる法の規定の追加  
監視伝染病以外の疾病に対して家畜伝染病予防法の規定を準用し、緊急かつ暫定的に措置を講ずることができる制度に関し、準用することができる同法の規定の対象に、同法第五章の病原体の所持に関する措置を追加する。（第六十二条第一項関係）
- 6 罰則  
罰則について、3(1)の規定に違反した者は三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処することとする。（第六十三条関係）
- 7 登録飼養衛生管理者による動物用生物学的製剤の使用  
都道府県知事が行う研修を修了して、登録を受けた飼養衛生管理者は、当分の間、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用を業務とすることができることとする。（原始附則第五条から第十条まで関係）
- 8 施行期日等
  - (1) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2及び4に係る規定については公布の日から、7に係る規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

- (2) この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行う。（附則第二条から第八条まで関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月十九日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 木原 稔

法律第二十号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十六条の四」を「第四十六条の四の二」に改める。  
第二条第一項の表中二十八の項を二十九の項とし、八の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 ランピースキン病

牛

第十六条第一項第二号中、「豚熱」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は農林水産省令で定める都道府県の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加える。

第十七条第一号中「リフトバレー熱」の下に、「ランピースキン病」を加え、同項第二号中「リフトバレー熱」の下に、「ランピースキン病」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に、「又は前条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域以外の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加え、同条に次の一項を加える。  
3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する豚熱の疑似患畜の所有者であつて同項の命令を受けたものが同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つて見込みがないときは、家畜防疫員に当該疑似患畜を殺させることができる。  
第十七条の二第六項中「その命令に従わないとき」を「同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき若しくは行つて見込みがないとき」に改める。  
第二十一条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に、「ランピースキン病」を加える。  
第三十六条第一項第一号中「第三十七条第一項各号の」を「次のイからハまでに掲げる」に改め、「もの」の下に「第三十九条第一項において「指定禁止物」という。」を加え、同号に次のように加える。  
イ 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装  
ロ 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草  
ハ イ及びロに掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物

第三十七条第一項中「写し」の下に「次項第二号において「検査証明書等」という。」を加え、同条第二項第二号中「前項の検査証明書又はその写し」を「検査証明書等」に改める。  
第三十九条第二項中「指定検査物」を「指定禁止物又は指定検査物(以下「指定禁止物等」という。）」に改め、同条第一項中「指定検査物」を「指定禁止物等」に改め、「積卸し」に改める。  
第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項中「指定検査物」を「指定禁止物等」に改める。  
第四十一条中「指定検査物」を「指定禁止物等」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。  
第四十二条並びに第四十三条第一項及び第五項中「指定検査物」を「指定禁止物等」に改める。  
第四十四条の次に次の一条を加える。  
(販売等の禁止)  
第四十四条の二 第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された物(第五十一条第五項において「輸入禁止品」という。)は、販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列(第五十一条第四項及び第六項において「販売等」という。)をしてはならない。

第四章に次の一条を加える。  
(国民等の理解を深めるための措置等)  
第四十六条の四の二 国は、広報活動その他の活動を行うことにより、輸出入検査を適切に実施することの重要性について国民その他の者(以下この条において「国民等」という。)の理解を深めるとともに、その実施に関する国民等の協力を求めるよう努めなければならない。  
第五十一条第四項中「及び第二項」を、「第二項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。  
2 家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。  
3 家畜防疫官は、前項の規定による集取をした物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無を判定し、遅滞なく、その結果を当該物の集取をされた者に通知しなければならない。  
4 第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として当該集取の際家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物(次項において「集取をされた物等」という。)の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。  
5 家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物(集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。)が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。  
6 農林水産大臣は、前項の規定による廃棄があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。  
第六十条第一項第七号を削り、同項第八号中「第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は」を「第五十一条第一項若しくは第三項の検査であつて農林水産大臣の指定するもの又は第三十一条第二項の検査、注射、薬浴若しくは」に、「第四号から第六号まで」を「前三号」に改め、「製造費」の下に、「次号の薬品の購入費並びに第九号の衛生資材の購入費及び賃借料」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。  
八 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額(家畜伝染病(第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一)を「第六十二条第一項中「第七号」を「第八号」に改める。  
第六十二条第一項中「及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定」を、「第四章の規定に、「除く。」を「除く。及び前章の規定並びにこれらの規定に係るこの章の規定の」に改める。  
第六十三条第二号中「第三十八条の下に、「第四十四条の二」を加え、「及び第三十七条第一項」を「第六十三条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項」に改める。  
第六十三条第七条第一項、第三十八条、第四十四条の二及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。を加える。  
第六十五条第一号中「第五十条」及び「第十四条第一項」の下に、「第五十一条第四項」を加え、同条第四号中「第四十六条の十三第一項」の下に「これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「第四十六条の二十第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「第六十二条の二十第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「場合」の下に「及び第六十二条第二項において準用する場合」を加え、同条第六号中「第五十一条第二項」を「第五十一条第六項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下「の号」において同じ。）」に、「同項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第七号中「第五十二条第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十七條第一号中「第四十六條の八第四項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」及び第六十二條第一項を加え、同条第二号中「第四十六條の十一第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第四十六條の十一第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第四十六條の十一第四項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。、第四十六條の十六第二項(第四十六條の二十第一項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第六十二條第一項において準用する場合を含む。))又は第四十六條の十七第二項(第四十六條の二十第二項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第六十二條第一項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反したとき。

第六十七條第四号中「第四十六條の十九第一項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十八條第四号中「第十四條第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第十四條第二項」に改め、同条第五号中「含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同条第十四号中「第四十六條第四項(を「第四十六條第四項又は第五十一條第五項(これらの規定を)」に改め、同条第十六号中「第四十六條の八第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。))」を加え、「同条第一項ただし書」を「第四十六條の八第一項ただし書(第六十二條第一項において準用する場合を含む。))」に改め、同条第十七号中「第四十六條の十四」及び「第四十六條の二十第一項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を、「場合」を「場合」の下に「及び第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十八号中「第四十六條の二十第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」及び第六十二條第一項(を「第四十六條の十九第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第十九号中「第五十一條第一項」の下に「又は同条第二項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))」を加え、「同項」を「第五十一條第一項又は同条第二項」に改める。

第七十一條第二号を削り、同条第三号中「第四十六條の十二第三項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 第四十六條の十三第二項(第六十二條第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第六十二條第一項において第四十六條の十二第一項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出を開始しない者、第六十二條第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者

第七十二條第一号中「第四十六條の八第三項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第四十六條の十二第二項」の下に「第六十二條第一項において準用する場合を含む。」を加える。

附則に次の六条を加える。

(登録飼養衛生管理者に係る特例)

第五條 飼養衛生管理者のうち、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録飼養衛生管理者」という。))は、第二條の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七條の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができる。

(登録飼養衛生管理者の登録)

第六條 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 附則第八條第二号又は第三号に掲げる場合に該当してこの項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

前項の登録は、都道府県知事が、登録飼養衛生管理者名簿に氏名、生年月日、住所、飼養衛生管理者となつている衛生管理区域その他農林水産省令で定める事項及び登録年月日を記載してするものとする。

3 第一項の登録は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新を受けようとする者は、都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

5 第三項の更新に必要事項は、農林水産省令で定める。

(登録事項の変更の届出)

第七條 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第八條 都道府県知事は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第六條第一項の登録を取り消さなければならない。

一 附則第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、附則第五條の規定により行う動物用生物学的製剤の使用の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて附則第六條第一項の登録を受けた場合

(登録の消除)

第九條 都道府県知事は、附則第六條第一項の登録が飼養衛生管理者でなくなつたことその他の事由によりその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(家畜保健衛生所長への事務の委任)

第十條 都道府県知事は、附則第六條第一項から第四項まで及び前三條の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十六條第一項第二号の改正規定、第十七條の改正規定(同条第一項各号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加える部分を除く。)、第十七條の二第六項の改正規定、第四章に一条を加える改正規定、第六十條第一項の改正規定並びに附則第三條、第五條及び第六條の規定 公布の日

二 附則に六条を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(手当金の交付に関する経過措置)

第二條 前条第一号に掲げる規定の施行の日前にこの法律による改正前の家畜伝染病予防法(以下「旧法」という。))第十六條の規定により殺された豚熱の疑似患者に係る家畜伝染病予防法第五十八條第一項の規定による手当金の交付若しくは不交付若しくは当該交付をされた手当金の同項ただし書の規定による返還、同条第二項の規定による特別手当金の交付若しくは不交付若しくは当該交付をされた特別手当金の同項ただし書の規定による返還又は旧法第六十條の規定による負担金の負担については、なお従前の例による。

(登録飼養衛生管理者の登録に関する準備行為)

第三条 都道府県知事は、附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)前においても、この法律による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という)附則第六条第一項に規定する研修を行うことができる。

2 新法附則第六条第一項の登録を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第二号施行日前においても、新法附則第六条第一項及び第二項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第二号施行日以後は、同条第一項の登録とみなす。

4 都道府県知事は、第一項及び前項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

(輸入検疫に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一項第一号に掲げる物であつて、同項ただし書の許可を受けているものの輸入については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三十六条第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申請は、新法第三十六条第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申請とみなす。

3 この法律の施行の日(次項において「施行日」という)前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第四項の規定による届出(以下この項において「届出等」という)があつた指定検疫物については旧法第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、それぞれ新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

4 施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項又は第四十三条第二項若しくは第五項の規定により行われた検査が終了し、施行日までに家畜伝染病予防法第四十条の規定による輸入検疫証明書の交付又は同法第四十六条の規定による処置がされていないものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一号第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)

第八条 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「十五の項」を「十六の項」に改める。

省

令

農林水産大臣 鈴木 憲和  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 木原 稔

○農林水産省令第三十九号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号) 第十六条第一項第二号に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令  
令和八年五月十九日  
家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令  
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分(以下「傍線部分」という)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(都道府県の区域) 第二十八条の二 法第十六条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、北海道とする。	(新設)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第七百九号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号) 第六十条第一項第七号から第十一号までの規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千二百二十七号(家畜伝染病予防法第六十条第一項第七号及び第九号から第十一号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
令和八年五月十九日  
農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する検査は、法第五条第一項の規定に基づく検査のうち豚熱に係る免疫付与状況確認検査とする。	（新設）
二 法第六十条第一項第八号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。	一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十条第一項第七号の農林水産大臣の指定する薬品は、次に掲げるものとする。
イ、ハ（略）	イ、ハ（略）
三、五（略）	二、四（略）

# 官 庁 報 告

## 官 庁 事 項

### 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和8年5月19日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
前文 1・2 （略） 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に全国各地の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大したことから、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止が急務となった。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。令和8年4月現在、26都県103例の豚等における豚熱の発生が確認されている。	前文 1・2 （略） 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。令和6年6月現在、21都県92例の豚等における豚熱の発生が確認されている。
4～6 （略） 7 このような中、本指針等に基づく各種の発生予防及びまん延防止対策の推進により、豚等での発生は年5件程度までに減少したものの、一方で、野生いのししでの感染地域は、北は青森県から南は鹿児島県まで拡大するなど、引き続き清浄化に向けた先行きを見通しにくい状況にある。このため、現下の発生状況や対策の効果を踏まえつつ、清浄化に向けた道筋を示すことを目的に、「豚熱清浄化ロードマップ」（令和7年6月策定。以下「ロードマップ」という。）を策定・公表した。ロードマップにおいては、「飼養豚での清浄化を地域ごとに進め、2050年を目途として全国でのWOAHの豚熱清浄国ステータスの取得」を当面の目標としつつ、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標としている。	4～6 （略） （新設）
8 その後、ワクチン接種農場における発生状況等の分析結果を基に、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において検討した結果、これまで農場内の全ての飼養豚をと殺の対象としていたが、これと比べて、適切なワクチン接	（新設）

種により免疫を獲得した症状のない豚等を除いてと殺を実施したとしても、感染拡大リスクを増加させないとの結論が出された。また、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会においても同様の結論が出されたことなどを踏まえ、殺処分される疑似患畜については、適切にワクチン接種が実施されていることを前提に、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることなどを内容とする家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の改正法が令和8年5月19日に公布された。一方で、将来の豚熱清浄化を達成するためには、効果的なワクチン接種、免疫付与状況確認のための各種検査、飼養衛生管理の徹底、野生いのしし対策等による野外環境中の豚熱ウイルス量の低減等を通じて、発生予防及びまん延防止に万全を期すことが引き続き重要である。

9 (略)

第1 基本方針

1 (略)

2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物を始めとした豚熱ウイルスを拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのうち、特に重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、法第12条の3の3第1項に基づき飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

(2)・(3) (略)

(4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置（以下「病原体拡散防止措置」という。）を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

4 発生時には、的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要である。まず、ワクチン接種区域（法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき都道府県知事が設定する、接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域をいう。以下同じ。）においては、患畜の迅速なと殺及びその死体等の処理並びに命令に基づく疑似患畜の殺処分の実施、その死体等の処理及び徹底した消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。また、ワクチン非接種区域（ワクチン接種区域以外の区域をいう。以下同じ。）においては、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び徹底した消毒に加え、ワクチン接種区域と同様、疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

7 (略)

第1 基本方針

1 (略)

2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病的病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病的発生の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

(2)・(3) (略)

(4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までにに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までにに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、的確な初動防疫対応を行う。

- (1) (略)
  - (2) 都道府県は、(1)の防疫方針並びに第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
  - (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法等に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 (略)
- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換等を通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) (略)
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処理を実施する。
- (4) (略)
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) (略)
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、豚等の所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。

- (1) (略)
  - (2) 都道府県は、(1)の防疫方針並びに第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
  - (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 (略)
- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やW O A H等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) (略)
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) (略)
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) (略)
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。

(4)～(6) (略)

(7) 第9の1の(1)又は第20の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定等できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。また、農場ごとに豚等の飼養状況、畜舎間の移動等に係る情報の把握に努める。

(8) 豚等の所有者に対し、食品残さを含む飼料を給与しているかどうかを確認する。飼養衛生管理基準に基づき、肉を扱う事業所等から排出された食品残さの給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

(9)・(10) (略)

3 (略)

4 関連事業者の取組

(1) 消毒等の病原体拡散防止措置を講ずる。

(2) (略)

5 豚等の所有者の取組

(1) 豚等につき、豚等の伝染性疾患の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾患のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、豚等の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、豚等の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

(2) 1から4までに規定する農林水産省、地方公共団体等の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1)～(4) (略)

(5) 発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。

(6) 必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① (略)

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

③・④ (略)

(2)～(4) (略)

(4)～(6) (略)

(7) 第9の1の(1)又は第20の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

(8) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

(9)・(10) (略)

3 (略)

4 関連事業者の取組

(1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

(2) (略)

(新設)

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① (略)

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③・④ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

5 豚等の所有者の取組

(1) 2の(4)の大規模所有者は、発生に備えた対応計画を策定するとともに、発生時に的確に防疫措置が講じられるよう、当該対応計画に基づく、必要な人員、資材等の準備、選択的殺処分時の作業動線（ワクチン接種区域内の農場に限る。）等の作成を行う。

(2) 1から4までに規定する農林水産省、地方公共団体等の取組に協力する。

第3-1 浸潤状況を確認するための検査

1 (略)

2 抗体保有状況調査

ワクチン非接種区域において、都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 (略)

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を行う。

5・6 (略)

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺等を原則とし、予防的なワクチンの使用については慎重に判断する必要がある。

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行っていた農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師若しくは登録飼養衛生管理者による接種を行わせるものとする。

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

(新設)

第3-1 浸潤状況を確認するための検査

1 (略)

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 (略)

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

5・6 (略)

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2)・(3) (略)

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより、ワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) (略)

## 2 ワクチン接種区域及びワクチン接種プログラム

### (1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、以下の地域のほか、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

ワクチン接種推奨地域：北海道以外の地域

### (2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域に設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

① ワクチン接種区域の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③ (略)

④ ワクチン接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

⑤～⑦ (略)

⑧ ワクチン接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

⑨ (略)

### (3) ワクチン接種プログラムの確認

(2)によりワクチン接種プログラムを作成したときは、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

### (4) 都道府県知事によるワクチン接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、当該プログラムの範囲内において、ワクチン接種区域を設定することができる。

② 都道府県知事は、①によりワクチン接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における(1)の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) (略)

## 2 接種区域及びワクチン接種プログラム

### (1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

### (2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

① 接種区域（接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③ (略)

④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

⑤～⑦ (略)

⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

⑨ (略)

### (3) ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

### (4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第 6 条第 2 項において準用する法第 5 条第 2 項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における(1)の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、知事認定獣医師及び認定農場に対して当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

- (1) (略)
- (2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、ワクチン接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2の(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、ワクチン接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかな試験研究用の豚等については、動物衛生課に報告の上、接種の対象から除くことができる。また、ワクチンの接種は、原則として承認された用法・用量及びその参考事項に従って行うこととするが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 ワクチン接種区域における遵守事項

- (1) (略)
- (2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。

(3) ワクチンの管理

(略)

(4) (略)

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

- ① (略)
- ② 当該農場で採取された精液等（精液、受精卵等の生産物をいう。以下同じ。）（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
- ③～⑤ (略)

(6) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、ワクチン接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

- (1) (略)
- (2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2の(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 接種区域における遵守事項

- (1) (略)
- (2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3) ワクチン等の管理

(略)

(4) (略)

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

- ① (略)
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
- ③～⑤ (略)

(6) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具のワクチン非接種区域の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
- ア (略)
- イ ワクチン非接種区域の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
- ウ (略)
- ③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、ワクチン接種区域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等のワクチン非接種区域のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。
- 6 接種農場の監視
- (1) (略)
- (2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認  
接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行う。異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、都道府県は、第4に準じて必要な対応を行う。
- 7～11 (略)
- 第4 異常豚の発見及び検査等の実施
- 1・2 (略)
- 3 農場等による措置
- (1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。
- ①・② (略)
- ③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
- ア (略)
- イ 当該農場で採取された精液等
- ウ～オ (略)
- ④～⑥ (略)
- (2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ①～③ (略)
- ④ 精液等の出荷先
- ⑤ (略)
- 4 陽性判定時に備えた準備  
都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。
- (1) (略)
- (2) 当該農場（ワクチン接種農場に限る。(3)において同じ。）における豚等の飼養状況及びワクチン接種状況の把握
- (3) 当該農場における豚等の畜舎間の移動、移動予定及び移動履歴の把握
- (4)～(8) (略)
- 5～8 (略)

- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
- ア (略)
- イ 接種区域外の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
- ウ (略)
- ③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。
- 6 接種農場の監視
- (1) (略)
- (2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認  
接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。
- 7～11 (略)
- 第4 異常豚の発見及び検査等の実施
- 1・2 (略)
- 3 農場等による措置
- (1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。
- ①・② (略)
- ③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
- ア (略)
- イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
- ウ～オ (略)
- ④～⑥ (略)
- (2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ①～③ (略)
- ④ 精液及び受精卵等の出荷先
- ⑤ (略)
- 4 陽性判定時に備えた準備  
都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。
- (1) (略)
- (新設)
- (2)～(6) (略)
- 5～8 (略)

第 5 (略)

第 6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第 5 の 2 により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、電子メール等により連絡する。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察その他関係機関

⑤ (略)

(2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

(3)・(4) (略)

(5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第 4 の 4 の(8)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、必要に応じ、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

③ と殺、殺処分、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県や豚等の所有者の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④ (略)

(3) 都道府県は、必要に応じ、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、都道府県対策本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

(5) 農林水産省から(2)の①の職員が派遣されている場合、当該職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

(6)～(8) (略)

第 5 (略)

第 6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第 5 の 2 により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤ (略)

(2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

(3)・(4) (略)

(5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第 4 の 4 の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④ (略)

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

(5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

(6)～(8) (略)

## 3 報道機関への公表等

(1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、必要に応じ、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

(2)～(5) (略)

## 4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、第2―2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺、殺処分等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

(2) (略)

## 第7―1 ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置

## 1 と殺 (法第16条)

(1) (略)

(2) 発生農場等への出入口については、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、原則として、当該農場内で、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5)・(6) (略)

(7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、葉殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮を行う。

(8)～(10) (略)

## 2 死体の処理 (法第21条)

(1)～(3) (略)

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う(化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。)。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2―2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

## 3 報道機関への公表等

(1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

(2)～(5) (略)

## 4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、第2―2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

(2) (略)

## 第7 発生農場等における防疫措置

## 1 と殺 (法第16条)

(1) (略)

(2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5)・(6) (略)

(7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、葉殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(8)～(10) (略)

## 2 死体の処理 (法第21条)

(1)～(3) (略)

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う(化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。)。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2―2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う施設において、次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(6) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(1) (略)

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

②～⑤ (略)

(3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、次の措置に準じた措置を講ずる。

①～⑦ (略)

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う施設において、次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(5) (略)

4 畜舎等の消毒 (法第25条)

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5 畜舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

6 (略)

第7-2 ワクチン接種区域の発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第16条)

(1) 家畜防疫員は、患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

(2) 発生農場等への出入口については、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(6) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(1) (略)

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

②～⑤ (略)

(3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①～⑦ (略)

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(5) (略)

4 畜舎等の消毒 (法第25条)

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5 畜舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

6 (略)

(新設)

- (3) 都道府県は、第5の2により患畜であると判定された後、原則として、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜は、原則として、当該農場内で、第5の2により患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
- ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (6) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。
- また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点に配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮を行う。
- (7) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、必要に応じて、動物衛生課と協議の上、検査材料の採材を行う。
- (8) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

## 2 殺処分（法第17条）

- (1) 都道府県は、特別な事情がない限り、以下の①から③までのいずれかに該当する疑似患畜の所有者に対し、動物衛生課と協議の上、期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命じる。当該家畜の所有者が期限までに命ぜられた殺処分を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、法第17条第3項に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。
- ① ワクチンによる免疫が成立していない豚等
    - ア 患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等
    - イ 患畜の病性等判定日時点においてワクチンの初回接種後20日を経過していない豚等
    - ウ 発育不良に陥っている豚等
  - ② 特定症状など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性が確認された豚等
  - ③ その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等
- (2) 都道府県は、患畜確認後、速やかに、発生農場において次の検査（以下「拡散状況確認検査」という。）を行い、動物衛生課と協議の上、陰性となった豚等については、陰性判明時点で疑似患畜から除外する。
- ① 臨床検査  
全ての疑似患畜（2の(1)により殺処分すべき旨を命じる豚を除く。）に対して、豚熱感染が疑われる症状の有無について確認する。
  - ② 血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査  
原則として、①の検査において豚熱感染が疑われる症状が確認された全ての豚等について、血液検査（白血球数測定）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。
- (3) 殺処分の方法は、1の(2)、(3)及び(5)から(8)までに準じて実施する。

3 死体の処理（法第21条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。死体は、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に埋却等を行う。
- (3) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
  - ① 当該死体を十分に消毒する。
  - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ⑤ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
  - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。(6)において同じ。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2-2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては、(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。
- (5) 焼却又は化製処理を行う施設において、第2-2の2の(3)の③の合意に定める措置を講ずるとともに、次の措置を講ずる。
  - ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
  - ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
  - ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- (6) 疑似患畜の死体については、患畜の処理方法に準じて、殺処分後速やかに埋却、焼却又は化製処理を行う。
- (7) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

4 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 家畜防疫員は、豚熱ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

- (2) 患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
- ① 精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
  - ② 豚等の排せつ物等
  - ③ 敷料
  - ④ 飼料
  - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、次の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ④ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑤ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 焼却、化製処理又は消毒を行う施設において、病原体拡散防止措置を講じるとともに、次の措置を講ずる。
- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
  - ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- (5) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。
- 5 畜舎等の消毒（法第25条）
- 家畜防疫員は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜の所在した畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。
- 消毒の実施に当たっては、と殺及び殺処分の終了後、規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。
- 消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。
- 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。
- 6 畜舎等における殺鼠剤等の散布等
- 病原体拡散防止措置として、と殺及び殺処分の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

## 7 ワクチンの緊急接種

都道府県は、特別な事情がない限り、患畜と判定された日から遡って10日目の日以降に患畜又は2の(1)の②に該当する豚等と同一の畜舎で飼養されていた豚等（繁殖豚（繁殖の用に供されている又は供される予定であり、概ね半年以上の間隔で複数回ワクチン接種されており、かつ、2回目のワクチン接種日から20日以上経過した豚等をいう。以下同じ。）を除く。）に対して、速やかに法第31条第1項に基づき、家畜防疫員による緊急的なワクチンの追加接種を実施する。

## 8 監視プログラム

都道府県は、患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場について、次の(1)及び(2)の措置（以下「監視プログラム」という。）を講じる。

### (1) 移動制限

#### ① 制限の対象

法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

ア 生きた豚等

イ 精液等

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

#### ② 制限の期間

患畜の病性等判定日から90日が経過し、かつ、発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第17条に基づく殺処分、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（3回目）が完了していることをいう。）から28日が経過した日までとする。ただし、防疫措置が完了した日から28日が経過する日までに新たに患畜又は2の(1)の②に該当する豚等が確認されなかった場合には、動物衛生課と協議の上、患畜の病性等判定日から90日が経過しているか否かにかかわらず、防疫措置が完了した日から28日が経過した日までとすることができる。

#### ③ 制限の対象外

②の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所（ワクチン接種区域内に限る。）へ移動させることができる。

### (2) 報告徴求

都道府県は、監視プログラムを適用した農場に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、豚熱発生農場であることに鑑み、飼養衛生管理基準の遵守、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について改めて指導を徹底する。また、監視期間中、法第52条に基づき、毎日、異状の有無や死亡頭数等について、監視プログラムが解除されるまで報告するよう求める。

### (3) 監視プログラム適用期間中に異常豚が確認された場合の対応

監視プログラムを適用した農場において、報告徴求等により飼養豚等において異状が認められた場合には、都道府県は第4の1から5までに準じた措置を講じる。当該措置において、豚熱を疑う症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性となった豚等については、当該豚等を疑似患畜として法第17条に基づき殺処分を命ずる。加えて、都道府県は、原則として、1から8までの防疫措置を再び講じる。

(4) 監視プログラム適用期間中の豚等の導入について  
監視プログラムを適用した農場は、防疫措置の完了後、繁殖豚等の免疫が十分に付与されていると考えられる豚等を導入することができる。導入した豚等については、監視プログラムに基づき、報告徴求の対象とすること。

(5) 監視プログラムの解除  
都道府県は、監視プログラムを適用した農場における清浄性を確認するため、(1)の移動制限期間が終了する2日前以降に、監視プログラムを解除するための検査として、2の(2)の拡散状況確認検査と同様の検査を実施する。

当該検査において、全ての豚等について陰性が確認された場合であって、(1)の②の期間が経過した場合には、動物衛生課と協議の上、監視プログラムを解除する。

#### 9 豚等の評価

(1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

(2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

(3) 豚等の所有者等は、と殺又は殺処分に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺又は殺処分の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあつては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

#### 第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1・2 (略)

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

#### 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

##### 1 制限区域の設定

都道府県は、ワクチン非接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び当該区域の農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合、以下の制限区域の設定を行う。

##### (1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。(2)及び5の(6)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下この節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(4) (略)

#### 第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1・2 (略)

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

#### 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

##### 1 制限区域の設定

(新設)

##### (1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。(2)及び5の(6)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) (略)

2 (略)

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（ワクチン非接種区域において、法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② (略)

(2) (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、ワクチン非接種農場においては、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場（ワクチン非接種農場に限る。第12において同じ。）の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④ (略)

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) (略)

2 (略)

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② (略)

(2) (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④ (略)

## (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液等 (ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(4) (略)

2～4 (略)

## 5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認 (法第34条の2)

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① (略)

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体拡散防止措置の方法に関する事項

(3) (略)

## 第13 緊急ワクチン (法第31条第1項)

(削る。)

1 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺又は殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する (なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。)

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

## 第14 家畜の再導入

1 都道府県は、豚等の再導入 (法第16条の規定に基づくと殺又は第17条の規定に基づく殺処分により、飼養する豚等が存在しなくなった農場が、経営を再開するために再び豚等を導入することをいう。以下同じ。)を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等 (以下「モニター豚」という。)を導入するよう当該農場を指導する。

2～4 (略)

## (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液及び受精卵等 (病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(4) (略)

2～4 (略)

## 5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認 (法第34条の2)

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① (略)

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) (略)

## 第13 緊急ワクチン (法第31条第1項)

1 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患者及び疑似患者の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する (なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。)

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

## 第14 家畜の再導入

1 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等 (以下「モニター豚」という。)を導入するよう当該農場を指導する。

2～4 (略)

第15 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省は必要に応じて、都道府県、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 1 (略)
- 2 陽性判定時に備えた準備  
都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。  
(1) (略)  
(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等との殺、殺処分等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）  
(3)～(7) (略)
- 3 (略)

第17・第18 (略)

第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1・2 (略)
- 3 令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

- 1 移動制限区域の設定  
都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下この節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- 2～6 (略)
- 7 移動制限の対象  
移動制限の対象は、次に掲げるものとする。  
(1) (略)

第15 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 1 (略)
- 2 陽性判定時に備えた準備  
都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。  
(1) (略)  
(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等との殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）  
(3)～(7) (略)
- 3 (略)

第17・第18 (略)

第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1・2 (略)
- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

- 1 移動制限区域の設定  
都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- 2～6 (略)
- 7 移動制限の対象  
移動制限の対象は、次に掲げるものとする。  
(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

#### 8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)・(2) (略)

#### (3) 他農場へ精液等を移動する場合

精液等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

##### ① 精液

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。

##### ② 受精卵

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1・2 (略)

#### 3 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① (略)

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体拡散防止措置の方法に関する事項

(3) (略)

第24・第25 (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

#### 8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)・(2) (略)

#### (3) 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

##### ① 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

##### ② 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1・2 (略)

#### 3 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① (略)

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾患の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) (略)

第24・第25 (略)